

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い  
について（第27報）  
計5枚（本紙を除く）

Vol.1034

令和4年2月9日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX : 03-3595-2889

事務連絡  
令和4年2月9日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な  
取扱いについて（第27報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）」（令和2年4月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等において、通所系サービス事業所が居宅を訪問し得る限りのサービスを提供した場合及びサービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行う場合の報酬の取扱いとして実際のサービス提供時間の区分に対応した報酬区分で算定する等が示されているが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）によりまん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域において、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続するという観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。

（答）

新型インフルエンザ等対策特別措置法によりまん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら（※）必要な介護サービスを継続するという観点から、

①訪問サービスへの切替

及び

②通所サービスの提供時間短縮

における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる。

（※）感染防止対策の更なる徹底としては、「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>）を遵守した上

で、例えば、

- ・ 利用者の一部又は全部を訪問に切り替える
- ・ サービス提供の場を通常の事業所と公民館等の場所とに分け利用者を区分する
- ・ 利用者を午前と午後に区分する

等により利用者の導線を分けることなどが考えられる。

（対象事業所）

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法によるまん延防止等重点措置等の措置の実施区域に所在する通所系サービス事業所

（対象期間）

- ・ 令和4年2月（サービス提供月）からまん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービス提供月

(留意事項)

- 本取扱いにより算定する予定がある場合は、請求日より前に、指定権者に所定の様式（別添）をメール等により提出する必要がある。（指定権者は提出された様式を適宜保管。）
- 上記①若しくは②を提供する場合又は①及び②等を組み合わせて提供する場合においても、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を上限とする。
- 本取扱いにより算定する場合は、代替サービスの提供時間等（準備、移動時間、電話による安否確認等の時間を含む）が、
  - 1) 居宅サービス計画書に位置付けられた一日の提供時間の半分程度以上又は
  - 2) 一週間のサービス提供計画からサービス提供日数を減らすことによってサービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行う場合については、居宅サービス計画書に位置付けられた一週間分の総提供時間の半分程度以上（事業所でのサービス提供を行わないこととした日も、電話による安否確認や短時間の訪問等を行うこと）に相当することを要件とする。
- 利用者への説明及び同意が必要である。

同意については、サービス提供前に説明を行った上で得ることが望ましいが、サービス提供前に同意を得ていない場合であっても、報酬請求前までに同意を得られれば当該取扱いを適用して差し支えない。（例えば、2月のサービス提供日が、8日・29日である場合、同月の初回サービス提供日である2月8日以前に同意を得る必要はない。）

当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所により同意取得を行うこととするが、必ずしも書面（署名捺印）による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に取り扱われたい。説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。
- 通所系サービス事業所は、必ず居宅介護支援事業所と連携することとする（本取扱いにより算定を行うことの事前連絡等）。

居宅介護支援事業所においては、基本的には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表等）に係るサービス内容の事後の見直しは不要であるが、標準様式第5表等を活用して、今般の取扱いに係る経過を記録する必要がある（サービス提供後で可）。

【参考 1】

1) 日単位で見ると算定する場合の例

- ・計画上の時間が「7時間」であるところ、実際のサービス提供時間等が「3.5時間」以上である場合に、計画上の提供時間に対応した報酬区分である「7時間以上8時間未満」を算定。

2) 一週間のサービス提供計画からサービス提供日数を減らすため、週単位で見ると算定する場合の例

- ・計画上の時間が「月曜：7時間、水曜：7時間、金曜：7時間（計21時間）」であるところ、実際のサービス提供時間等が「月曜：6時間、水曜：6時間、金曜：通所事業所内でのサービスなし（※）（計12時間）」である場合に、月曜・水曜・金曜の3日分について、計画上の提供時間に対応した報酬区分である「7時間以上8時間未満」を算定。

（※）事業所でのサービス提供を行わないこととした日も、電話による安否確認や短時間の訪問等を行う。

【参考 2】新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの取扱いと今般の取扱い  
（下線部分が相違点）

	これまでの取扱い	今般の取扱い
① 訪問サービスへの切替	（第2報（令和2年2月24日付事務連絡）等） ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限 ・ <u>サービス提供時間に応じた報酬区分を算定</u> ・ <u>サービス提供時間が短時間の場合は、最短時間報酬区分を算定</u>	（第27報） ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限 ・ <u>居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を算定</u>
② 通所サービスの提供時間短縮	（第9報（令和2年4月15日付事務連絡）） ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間を下回ったときは、 <u>実際に提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分で算定</u>	（第27報） ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間を下回ったときでも、 <u>居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を算定</u>

第27報特例適用のための通所系サービス事業所における感染防止対策等  
に係る申出書

○まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続していく必要があります。

○第27報に示されている①訪問サービスへの切替、②通所サービスの提供時間短縮に係る特例は必要な感染防止対策の一環であることから、この申出書では、その感染防止対策が採られているか、第27報の特例の適用に当たって必要な手順が行われているかを申し出ていただく必要があります。

※すべてにチェックが付いている必要があります

確認項目	
<input type="checkbox"/>	「介護現場における感染対策の手引き」を遵守した上で、感染防止対策を更に徹底する対策を講じることとしているため、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」における ①訪問サービスへの切替 又は／及び ②通所サービスの提供時間短縮 の報酬の取扱い（居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を算定）（以下「第27報の取扱い」という。）を実施する予定がある。 （参考）「介護現場における感染対策の手引き 第2版」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf</a>
<input type="checkbox"/>	第27報の取扱いにより報酬を算定するため、事業所において、①訪問サービスへの切替又は／及び②通所サービス提供時間の短縮のために必要な準備（訪問を行うスタッフのシフトの検討、利用者のグループ分けの検討等）を行っている。
<input type="checkbox"/>	第27報の取扱いにより報酬を算定することについて、利用者に対して周知を行い、同意の判断に足りる説明を行っている。
<input type="checkbox"/>	第27報の取扱いにより報酬を算定することについて、居宅介護支援事業所と連絡調整を行っている（本取扱いにより算定を行うことの事前連絡等）。

令和  年  月  日

事業所名 :

サービス種別 :

事業所番号 :

管理者名 :

電話番号 :

3 介第 756 号  
令和 4 年（2022 年）2 月 18 日

高齢者福祉施設・事業所管理者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

『まん延防止等重点措置』の継続に伴う長野県の取組方針』について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、『まん延防止等重点措置』の継続に伴う長野県の取組方針』を決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、引き続き、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

参考までに、別添「高齢者施設・事業所における感染防止対策について」を送付しますので、施設内の掲示や従事者への周知など、感染防止策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

記

## 1 要請内容

### （1）感染防止策の徹底の継続

「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」（令和 3 年 3 月 9 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和 3 年 11 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を踏まえ、引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

### （2）感染リスクが高い場所への訪問等についての呼びかけ

- ①人との距離（マスク有でも最低 1 m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けること
- ②高齢者、基礎疾患があるなど重症化リスクが高い方や、ワクチン未接種の方は特に注意すること
- ③以下のとおり慎重な行動をとること
  - ・感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える
  - ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する
  - ・会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること

### (3) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、引き続き開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくようお願いします（別添「まん延防止等重点措置」の適用に伴う長野県の実施方針の6の②を参照。）。

## 2 協力を依頼する事項

### 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷の抑止に協力いただくこと

担 当	健康福祉部介護支援課サービス係、施設係 (課長) 油井 法典 (担当) 増田 謙二、奥原 清恵
電 話	026-235-7121、7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp



# 「まん延防止等重点措置」の継続に伴う長野県の取組方針 ～対策を重点化し、県民の総力を結集して取り組む～

令和4年1月26日

(令和4年2月18日改定)

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## I 趣旨

医療のひっ迫と社会機能の停滞を防ぐため、令和4年1月27日から2月20日までを期限とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置」を講じてきたところです。

この間の県民の皆様のご協力により、新規陽性者数の増加スピードを抑制し、目標とした確保病床使用率50%未満を維持することができました。心から感謝申し上げます。

しかしながら、直近1週間（2月11日～17日）の新規陽性者数は3,316人と、第5波のピークである888人の約4倍となっており、依然として高止まりとなっています。2月17日現在、確保病床使用率は36.6%、療養者数は5,907人、濃厚接触者数も1万人を超えるなど、医療への負荷が高い状況が継続しているほか、多くの方の行動が制約されている状況です。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症の波を見ると、人の移動が増加する時期に感染が拡大していることから、今後、年度末・年度始めや、大型イベントを安心して迎えるためには、今この段階で感染を収束させることが重要です。

一方で、これまでの対策の効果もあり、爆発的な感染拡大には歯止めをかけることができていることから、今後、長期にわたって強い対策を継続することは適切でなく、短期で集中的な措置が必要であると考えます。このため、全圏域における「まん延防止等重点措置」を令和4年2月21日から3月6日まで2週間延長します。

オミクロン株による第6波を収束に向かわせるため、県民の皆様には引き続きのご理解・ご協力をお願いします。

## II 対策の基本理念

(以下波線は主な改定箇所)

デルタ株など従来の変異株と異なるオミクロン株の特徴<sup>\*</sup>を踏まえ、次の2点を基本理念とし、対策を講じます。

- 県民の総力で対応
- 医療機能の確保と社会を支える基礎的活動の維持の両面を重視

<sup>\*</sup> 感染拡大の速度が非常に速く二次感染リスクも高いが、重症化しにくい可能性が示唆されている。一方で追加接種によるオミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復することも報告されている。(詳細は末尾(P12)参照)

「まん延防止等重点措置」の解除に向けては、新規陽性者数の動向にも留意し、確保病床使用率35%を安定的に下回ることを目安とします。

また、依然として医療警報は発出中であるため、確保病床使用率を25%以下まで引き

下げることを目指します。

### Ⅲ 対策の実施方針

国の基本的対処方針に定められた措置を基本としつつ、陽性者及び濃厚接触者が極めて多数に及ぶ一方、重症化率が比較的低いオミクロン株の特徴を踏まえた対策を実施します。なお、主として、学校・保育所等や高齢者施設等において集団的な感染が発生している現状を十分踏まえることとします。

### Ⅳ 主な対策

(法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条第3項等に基づき実施するものです。)

#### 1 県民への要請

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所への外出・移動の自粛を要請（法第24条第9項）
  - ・ 人との距離（マスク有でも最低1m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けるよう呼びかけ
  - ・ 高齢者、基礎疾患（呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満（BMI：30以上）、高血圧、喫煙など）があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意するよう呼びかけ
  - ・ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えるよう呼びかけ
- ② 改めて原点に立ち返り、基本的な感染防止対策を徹底するよう要請
  - ・ 人との距離の確保（マスク有でも最低1m）、マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、「密集、密接、密閉」の回避（ゼロ密）、屋内・車内の十分な換気を徹底するよう呼びかけ
  - ・ 人と会う機会をできるだけ減らすよう呼びかけ。特に高齢者、基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすよう呼びかけ
  - ・ ご自宅等も含め、普段会わない方との会食は控えるよう呼びかけ
  - ・ 店舗や施設等が行っている感染防止対策に協力するよう呼びかけ
  - ・ 少しでも体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談するよう呼びかけ
- ③ 家庭内においても感染防止対策を講じるよう要請
  - ・ 感染していても無症状の場合もあるため、日頃から家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うよう呼びかけ
  - ・ ご家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良者や濃厚接触者がいる場合は、できるだけ外出を控えるとともに、家庭内でも距離の確保、マスク着用等を徹底するよう呼びかけ

④ 不要不急の県外との往来は控えるよう要請（法第24条第9項）

- ・ 不要不急の県外との往来は控えるよう呼びかけ
- ・ 訪問する場合は、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動を控えるなど慎重に行動するよう呼びかけ
- ・ 出張等での来訪者、旅行者の方は「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るよう呼びかけ

⑤ 子どもや保護者に感染防止対策への協力を依頼

- ・ 県内では、オミクロン株への感染による子どもの重症例は報告されていないが、感染速度が速く、二次感染リスクが高いオミクロン株から子どもたちを守ることはもちろん、社会機能維持の観点や重症化リスクが高い高齢者等を守る観点からご家族等への感染を防ぐため、子どもや保護者に対し、学校や保育所等が取り組む感染防止対策への協力を呼びかけ
- ・ なお、対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を周知

**2 施設等における対策**

① 学校

- ・ 現在、学校での感染が継続的に発生していることやオミクロン株の特性（強い感染力・伝播力）を踏まえ、予防的な対策の徹底や陽性者発生時の速やかな対応を図る必要があることから、『まん延防止等重点措置』期間延長に伴うさらなる感染防止対策の手引き』を作成し、県立学校で徹底するとともに、市町村立学校及び私立学校に対し、地域の感染状況、児童生徒の年齢や学校の状況等に応じた適切な対応を依頼

なお、手引きの内容については、県立学校、市町村教育委員会、私立学校にオンライン等を活用した説明会などで周知

- ・ 小学校の新規陽性者数が高い水準で推移。このため、小中学校での分散登校の推進、学級を超えた集団感染の防止、学びの保障と居場所の確保について留意
- ・ 特別支援学校においては、児童生徒一人ひとりの状況に配慮するとともに、学校での受入れも実施

**【手引きの主な内容】**

(1) 予防的対策の徹底

(分散登校の推進)

- ・ これまでのまん延防止等重点措置適用期間中には、分散登校を行っている小中学校での集団感染が抑えられていたため、できる限り分散登校を実施

(学級を超えた集団感染の防止)

- ・ 学級以外の児童生徒との接触を極力控えることを徹底

(学校外からの感染の持ち込み防止)

- ・ 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校しない、させないことを徹底

(陽性者の早期発見)

- ・ 休日を含めた受診・検査が早期に実施できるよう医療機関の情報等を確認し提供

(2) 陽性者発生時の基本的な対応

(濃厚接触者の早期特定)

- ・ 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、感染防止のために陽性者と接触した可能性のある児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には登校させないことを徹底

(学校内での感染拡大防止)

- ・ 陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖し、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- ・ 陽性者が発生していない学級においても20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

(3) 学びの保障と居場所の確保

- ・ 登校に不安のある児童生徒を欠席扱いしないことを徹底。その場合、自宅学習、オンライン学習等による丁寧なサポートを実施
- ・ 臨時休業時においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業等により学びを保障するとともに、小学校低学年の児童などを考慮し、居場所の確保を検討

② 保育所等

- ・ 保育所等については、引き続き感染対策を徹底しながら原則開所することに加え、以下について市町村等に依頼
  - ア 感染リスクが高い活動を避け、感染を広げない形で保育を行うこと
  - イ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛すること
  - ウ 無理なくマスクの着用が可能な児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を奨めること。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと
  - エ 家庭で保育ができる保護者に対してできる限り登園を控えていただくよう呼びかけることの検討
  - オ 感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけることの検討
- ・ 感染拡大防止のため「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」を作成、市町村等に周知し、登園自粛、クラス閉鎖等の範囲等について、保護者の状況や地域の感染状況等を踏まえ、より一層安全面を重視して判断するよう依頼
- ・ 保育所等が、必要に応じて従事者の検査を円滑に実施できるよう、検査機関の情報を提供

- ・ 最近の感染傾向、感染対策の再徹底、新たな感染対策強化について市町村とオンライン会議を通じて共有

### ③ 高齢者施設等

- ・ 高齢者施設等の入所者への接種は、県保有ワクチンの市町村への融通に加え、巡回接種を行うなど、2月中の完了に向けて特に速やかに実施
- ・ 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等の従業者を対象に PCR 検査等を実施するとともに、当該施設での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助
- ・ 医療機関や薬局と連携の上、陽性者が確認された高齢者施設等において、経口薬を速やかに投与できる体制を構築
- ・ 福祉施設等からの感染対策に係る相談等について、県看護協会と連携し、相談・訪問指導を実施
- ・ 自宅に帰宅できない医療従事者や高齢者施設等従業者のために宿泊施設を確保する取組を支援
- ・ 高齢者施設等の従業者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障をきたす場合の人材確保等に係る経費を補助
- ・ 最近の感染傾向、感染対策の再徹底について、オンライン会議等を通じて高齢者施設関係団体等と情報を共有

### ④ 事業所

- ・ 職場における在宅勤務や時差出勤、リモート会議等の推奨と気の緩みやすい休憩時間等の注意を呼びかけ
- ・ 特に、別添（「事業の継続が求められる事業者」）の生活・経済の安定確保に不可欠な事業者及びこれらの業務を支援する事業者に対しては、十分な感染防止策を講じるよう協力要請を行うとともに、陽性者が発生した場合でも必要な業務が継続できるよう働きかけ。なお、これらの事業の従事者については、検査により濃厚接触者の待機期間を短縮することを可能に

### ⑤ 大規模商業施設等

- ・ 大規模な集客施設に対し、まん延防止のために必要な措置を講じるよう要請（法第 31 条の 6 第 1 項）

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるものに限る。 ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場をする者の整理及び誘導 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置
集会場等	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	大規模小売店舗、百貨店、ショッピングセンター 等	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園	

	地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>・換気の実施</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の措置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul>
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター等	
博物館等	博物館、美術館、記念館、水族館、動物園、図書館 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション施設、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	

## ⑥ 飲食店

「まん延防止等重点措置」の適用以降、飲食店での飲食を起因とする集団的な感染が確認されていないことは、関係者の皆様の感染防止の取組のおかげであると認識しながら、マスクを外す機会のある飲食の場面は感染リスクが高くなるおそれがあるため、引き続き、次の点について協力を要請

### 【事業者への要請】

- ・ 飲食店等（酒類の提供の有無にかかわらず、次表に該当する施設。ただし、宅配・テイクアウトサービスを除く。）に対し、営業時間の短縮の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請（「信州の安心なお店」については、酒類の提供を行うことも選択可）（法第 31 条の 6 第 1 項）

<対象施設>

施設の種類 (施行令第 11 条)	内容
集会場（第 5 号）等	食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている施設
遊興施設（第 11 号）	
飲食店（第 14 号）	

<要請内容>

区分	営業時間の短縮		酒類の提供	協力金
「信州の安心なお店」の認証を受けている店舗	いずれか 選択	5時から 21時まで	21時まで可	2.5～7.5万円/日
		5時から 20時まで	不可 (持込含む)	3～10万円/日
「信州の安心なお店」の認証を受けていない店舗	5時から 20時まで		不可 (持込含む)	3～10万円/日

- ・ 上記対象施設においては、同一グループ同一テーブル 4 人以内（ワクチン・検査パッケージによる人数制限の緩和は適用しない）とするよう要請（法第 24 条第 9 項）

### 【県民への要請】

- ・ 会食は、同一グループ同一テーブル4人以内（ワクチン・検査パッケージによる人数制限の緩和は適用しない）とし、2時間以内とするよう呼びかけ。「信州の安心なお店」の利用を推奨
- ・ できるだけ少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底するよう呼びかけ
- ・ 20時以降（「信州の安心なお店」は原則として21時以降）は、飲食店の利用を控えるよう呼びかけ（法第31条の6第2項）

## 3 オミクロン株の特徴に対応した医療・検査体制の充実

- ① 県内の医療機関の協力による初期評価の実施
  - ・ 診療・検査医療機関において重症化リスクの初期評価を行い、保健所による迅速な療養先の振分けを実施
- ② 県内の医療機関の協力による自宅療養を支える電話診療等の実施
  - ・ 県からの依頼に応じた医療機関が保健所と連携して、症状が増悪した自宅療養者に対する電話診療等を実施
  - ・ 電話診療等を実施する医療機関に対して協力金を交付
- ③ 自宅療養者の増加に対応するための体制強化と機器類整備
  - ・ 健康観察センターの人員体制等を強化し、自宅療養者への支援を実施
  - ・ 自宅療養者の増加に合わせ、パルスオキシメーターの確保など必要な機器類を整備
- ④ 宿泊療養施設の増設
  - ・ 7か所目の宿泊療養施設を1月下旬に東信地域に開設し、これまで6施設806室で受け入れる体制であったものを7施設932室に拡充
- ⑤ 治療に必要な医薬品等の確保
  - ・ 44か所（1/20現在）の医療機関等を経口抗ウイルス薬の在庫配置医療機関に指定し、速やかな治療を実施
- ⑥ 検査実施事業者（薬局等）の拡大
  - ・ 無料検査を実施する事業者（236か所（2/15現在））を拡大し、不安を抱える県民がより身近な場所で検査を受検できる環境を整備
- ⑦ 相談窓口における丁寧な相談・支援の実施
  - ・ 自宅療養者については、健康観察センターで相談・支援を行うとともに、必要に応じて市町村においても支援を実施
  - ・ 感染不安や予防・治療など一般的な相談については受診・相談センターで丁寧な相談を実施

⑧ 感染拡大防止のための積極的疫学調査を重点化

- ・ 行動歴調査を効率化し、感染拡大防止に資する調査に注力
- ・ 重症化リスクの高い方や高齢者施設等に対する濃厚接触者調査や PCR 検査等を優先的に実施するとともに、濃厚接触者へ体調管理に留意した自宅待機を依頼

⑨ 抗原簡易キットの確保

- ・ 職場・学校・保育所や家庭等での陽性者の早期発見に抗原簡易キットが必要になるため、抗原簡易キットの増産に係る事業者支援を行うよう国に働きかけるとともに、卸売業者に行政検査を行う医療機関等への優先供給を依頼

4 ワクチン追加接種等の推進

① 2月を「ワクチン接種推進月間」に位置付け、市町村と協力して高齢者やエッセンシャルワーカーを中心に2回目接種から6か月経過した希望者に対する接種を加速化

② 特に、高齢者については、2月末までの接種対象者約60万人に対し、十分なワクチンを確保しており、市町村とともに1日1万5千回のペースで接種を促進

また、高齢者施設入所者等への接種は、県保有ワクチンの市町村への融通に加え、巡回接種を行うなど、2月中の完了に向けて特に速やかに実施

③ 県接種会場を県下10広域に13会場設置し、2、3月に各月接種枠4万人体制で接種を推進。また、保育所、幼稚園などの社会福祉施設従業者等を「接種券なし接種」の対象に加え、接種を加速化

④ 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等の協力により、希望する市町村へ「長野県ワクチン接種支援チーム」を派遣するなど、接種加速化に向けた必要な支援を実施

⑤ 追加接種の加速化に向けて、対象者に対する訴求力のある広報を展開

⑥ 小児接種（5～11歳）は3月から開始し、重症化リスクの高い基礎疾患のある児等には速やかな接種機会を提供するとともに、接種を勧める。

それ以外の小児についても、希望者ができるだけ早期に接種を受けられる体制を整備

5 社会機能を維持するための対応

① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等に対して、感染者が発生した場合でも必要な業務が継続できるよう依頼

- ・ 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制の整備を要請

② 保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するよう要請



- ③ ①及び②の対象事業に従事する濃厚接触者については、検査により待機期間を短縮することを可能に
- ・ 学校においても、教職員が濃厚接触者となった場合、簡易検査キットを活用し、待機期間の短縮を促進
- ④ 業務継続に必要な医療従事者・高齢者施設等従業者の宿泊費の補助及び高齢者施設等の従事者を対象とする検査の実施
- ・ 自宅に帰宅できない医療従事者や高齢者施設等従業者のために宿泊施設を確保する取組を支援
  - ・ 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等の従業者を対象に PCR 検査等を実施するとともに、当該施設での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助
- ⑤ 福祉施設間での職員等の応援体制の強化
- ・ 高齢者施設等の従業者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障をきたす場合の人材確保等に係る経費を補助
- ⑥ 福祉施設等からの感染対策に係る相談等の実施
- ・ 福祉施設等からの感染対策に係る相談等について、県看護協会と連携し、相談・訪問指導を実施

## 6 経済活動を維持するための対応と事業者・生活者支援

- ① 「信州の安心なお店」の利用を積極的に推奨
- ・ 飲食店、宿泊施設、結婚式場、カラオケボックス等<sup>※</sup>は、感染対策がしっかり講じられている「信州の安心なお店」の利用を推奨
- <sup>※</sup> このほか、クリーニング店、理美容店、公衆浴場、文化芸術施設、スポーツ施設、遊戯場、パチンコホール、療術施設が「信州の安心なお店」の対象となっています。
- ② 信州割及びアクティビティ割は、対象を拡大して継続
- ・ 「信州割 SPECIAL」は割引対象期間を延長するとともに、対象者を県内在住の同居家族に加え、ワクチン3回目接種済の者の少人数旅行も対象に追加。また、利用泊数を1旅行あたり5泊に拡大して継続
  - ・ 「この冬どこいく？ウエルカム信州アクティビティ割」は、できるだけ少人数での利用の協力をお願いし、県民限定で割引対象日を全日（平日・土・日・祝日）に拡大して継続。3月16日以降利用できるスキーリフト1日券は3月初旬から販売
- ③ 信州プレミアム食事券の販売
- ・ 売上げが減少する飲食店を支援するため、「信州プレミアム食事券（第2期）」を販売
- ④ 酒販店等における地酒クーポン券の発行
- ・ 酒類提供の停止等にともない影響を受ける県内酒造メーカーを支援するため、小売酒販店等における地酒クーポン券を発行

⑤ 時短要請等に応じた飲食店への協力金の支給

- ・ 営業時間の短縮等の要請に応じた飲食店等に対し、売上げ規模に応じて協力金を支給

【「信州の安心なお店」認証店】

以下のいずれかを要請延長開始日に選択（要請期間中の変更不可）

- ◇ 営業時間を 20 時まで短縮、酒類提供不可： 3～10 万円／日（①）
- ◇ 営業時間を 21 時まで短縮、酒類提供可： 2.5～7.5 万円／日（②）

【「信州の安心なお店」の認証を取得していない店】

- ◇ 営業時間を 20 時まで短縮、酒類提供不可： 3～10 万円／日

なお、要請期間中に新たに認証された事業者は、

- （認証日まで）…営業時間を 20 時まで短縮、酒類提供不可：3～10 万円／日
- （認証取得後）…上記①、②のいずれかを選択

※中小企業の場合の金額

- ・ 協力金を迅速に支給するため、提出書類の簡素化や電子申請を実施。2月20日までの要請分は、2月21日から受付を開始し、早期に支給

⑥ 市町村を通じた広範できめ細かな事業者支援のための交付金の交付

- ・ 市町村が、地域の実情に応じて、第6波で影響を受けている事業者を給付金等によりきめ細かく支援するための交付金を交付  
加えて、まん延防止等重点措置の適用の延長により影響を受ける協力金の支給対象とならない事業者（飲食店の取引事業者・観光事業者など）への支援のために、追加交付を実施

⑦ 資金繰り支援等の実施

- ・ 事業者の資金繰り支援として、「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」（いわゆるゼロゼロ融資）の条件変更時の利子補給継続要件を3月より緩和
- ・ 協力金等の支給までの間のつなぎ融資等について、金融機関に対し迅速かつ積極的な対応を要請

⑧ 経営相談等の実施

- ・ 事業者が必要な支援を受けられるよう、地域振興局に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」において、様々な経営相談や国の事業復活支援金等の支援策の紹介等を実施

⑨ 学校の臨時休業の影響を受ける従業者等の支援

- ・ 小学校の臨時休業等により、保護者が仕事を休まざるを得ない場合に利用できる国の「小学校休業等対応助成金・支援金」を周知

⑩ 緊急的な食料支援の実施等

- ・ フードバンク実施団体と連携し、「緊急フードドライブ統一キャンペーン」を実施

施し、県民や企業に広く食料の寄贈を呼びかけ、食料配布事業を実施する民間の団体や信州こどもカフェ等に提供

- ・ 生活に困窮される方に対して、生活就労支援センター「まいさぼ」を通じた食料支援が遅滞なく行われるよう、必要な食料品を緊急に確保

あわせて、生活費・食料、住まいや仕事など生活全般の相談に、きめ細かく対応

- ⑩ 事業復活支援金や雇用調整助成金、子育て世帯への給付など、様々な施策を積極的に広報

## 7 その他

- ① 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請

- ② イベントの規模要件を厳格化し、イベント主催者等に対し、次の基準に基づいて開催するよう要請（法第24条第9項）

区分	「感染防止安全計画」 <sup>※1</sup> を策定し、 県による確認を受けたイベント	感染防止安全計画を 策定しないイベント
上限人数 <sup>※2</sup>	20,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで可)	5,000人
収容率 <sup>※2</sup>	100%	大声 <sup>※3</sup> なし：100% 大声あり：50%

※1 参加人数が5,000人超のイベント（「大声なし」の担保を前提）において策定が必要

2 「上限人数」と「収容定員」に収容率を乗じて得た数のいずれか小さい方の人数で実施

3 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理

- ・ 2月21日(月)までを上記基準の周知期間とし、同日までに販売を開始し、販売されたチケットに限っては、上記基準は適用せず、キャンセル不要となることを周知
- ・ 2月22日(火)以降は上記基準を超えるイベントのチケットの新規販売は行わないよう要請
- ・ 三密の状態の発生等リスクの高い環境が生じないよう対策の徹底を要請
- ・ 感染防止安全計画を策定しない5,000人以下のイベントを含め、感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討
- ・ ただし、屋外のイベント等が過度な自粛とならないよう周知

- ③ 学校や職場での健康観察アプリの活用推奨

- ・ 健康観察アプリや健康チェックカードの活用により、毎日の体温や体調などの変化を見える化し、職場や学校における確認に活用することを推奨

- ④ 県における率先実行

- ・ 県機関においては、在宅勤務や勤務時間の割振り変更等により、執務室内での従事職員数を7割削減（基幹的継続業務を除く）するほか、各種会議のオンライン化

等により感染リスクを軽減させる取組を推進

⑤ ともに危機を乗り越えるための県民共同宣言の発出。関係団体との連携強化

- ・ 宣言発出者と連携し、デルタ株による第5波の際に構築したネットワークを活用して、オミクロン株の特徴を踏まえた対策の実践を広く呼びかけ、一人ひとりの感染対策の強化を促進

⑥ 県民に正確な情報や県としての方針を的確に伝えるための情報発信・広報の強化

- ・ まん延防止等重点措置に伴う県民等への要請に加え、軽い風邪のような症状でも感染している可能性があることなど、10代から20代の若者や10歳未満の子どもの保護者向けも含めた正確な情報・的確なメッセージを県内メディアやTwitter、LINEなどで発信
- ・ 市町村と連携し、広報誌や広報車、防災無線などあらゆる媒体を活用し、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないよう、感染リスクを最小化するための最善の行動をとるよう呼びかけ

(参考) オミクロン株の特徴に関する知見

【感染性・伝播性】デルタ株に比べ、世代時間<sup>※1</sup>が約2日（デルタ株は約5日）に短縮、倍加時間<sup>※2</sup>と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【重症度】オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されている。

【ワクチン効果】初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、重症化予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によるオミクロン株感染の感染予防効果や入院予防効果が改善することも報告されている。

(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料より抜粋)

- ※1 ある患者が感染してから二次感染を起こすまでの時間
- 2 累積感染者数が倍増するまでに要する時間

## (別添) 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

### 3. 県民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす県民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

#### 5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、県民生活・県民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定を引用。ただし、同方針中「国民」を「県民」に置き換えている。）

# 「まん延防止等重点措置」の継続（3月6日まで）に伴う県民お一人おひとりの皆様へのお願い

確保病床利用率50%未満を維持することできたのは、県民の皆様のご協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。

しかし、新規陽性者数は依然として高止まりの状況です。社会機能を維持し、重症化リスクが高い方を守るため、また、各種行事が控える年度末・年度始めを安心して迎えるためにも、今この段階で感染を収束させることが重要です。

県民の皆様には、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## ○ 家庭内での感染防止対策を徹底してください

- ・感染していても無症状の場合もあるため、日頃から室内を定期的に換気するとともに、こまめに手を洗う
- ・ご家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良の方や濃厚接触者がいる場合は、家庭内でもマスクの着用など必要な対策を講じる

## ○ 基本的な感染防止対策を徹底してください

- ・人との距離の確保、マスクの正しい着用、十分な換気 など
- ・人と会う機会をできるだけ減らす。特に、高齢者、基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす
- ・普段会わない方との会食を控える

## ○ 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所への外出・移動を自粛してください

## ○ 店舗や施設等が行っている感染防止対策にご協力ください

## ○ 学校や保育所等での集団的感染が増加しています。子どもや保護者の皆様は、感染防止対策にご協力ください

## ○ 接種券が届いたら、できるだけ速やかにワクチンの追加接種を検討してください

差別や誹謗中傷ではなく、「思いやり」と「支え合い」の心で、「ご自身と大切なご家族の命」を守り、「多くの方の命と暮らし」を救うための行動にご協力をお願いいたします。

# 「まん延防止等重点措置」の継続（3月6日まで） に伴う事業者等の皆様へのお願い

確保病床使用率50%未満を維持することできたのは、県民の皆様のご協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。

しかし、新規陽性者数は依然として高止まりの状況です。社会機能を維持し、重症化リスクが高い方を守るため、また、各種行事が控える年度末・年度始めを安心して迎えるためにも、今この段階で感染を収束させることが重要です。

事業者等の皆様には、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

○ **県からの要請に応じ、必要な対策を講じてください**

○ **保育所、高齢者施設等では、感染防止対策を徹底し、業務を継続してください**

- ・保育所や放課後児童クラブ等においては、大人数での行事の自粛や可能な範囲での児童へのマスク着用の奨励
- ・高齢者施設等においては、県が実施するPCR検査等への協力

○ **職場、学校においては、感染リスクを下げるための取組にご協力ください**

- ・健康観察アプリの活用 ・保健所の調査への協力
- ・在宅勤務、分散登校の実施とオンライン授業の活用
- ・気の緩みやすい休憩時間等の注意呼びかけ

○ **生活・経済の安定確保に不可欠な事業者の皆様は、必要な業務を継続してください**

- ・事業継続計画（BCP）を点検・策定し、実行できる体制の整備
- ・検査の実施による待機期間の短縮

○ **休暇の取得等、ワクチンの接種を受けやすい環境づくりをお願いします**



## 高齢者施設・事業所における感染防止対策について

<p>職員</p>	 <p>アルコール消毒液携行の一例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員は、マスクの着用と1ケア1手洗いを徹底しましょう。</li> <li>○消毒は、アルコール消毒液を十分使って、しっかり消毒しましょう。</li> <li>○職員1人1人がアルコール消毒液を携行すれば、必要なときにどこでも消毒できます。</li> </ul>
<p>洗面台</p>	 <p>ペーパータオル 共用コップ</p> <p>うがい時の水はねは、周囲1.5メートルを汚染します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タオルの共用はやめ、ペーパータオルの利用をおすすめします。水はねがかからないよう置き場所に注意しましょう。</li> <li>○コップの共用は止め、利用者個人個人でのコップの持ち込みをおすすめします。</li> <li>○洗面台の周囲はこまめに清拭しましょう。</li> </ul>
<p>テーブル利用</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○テーブルはパーテーションを設置する、はず向かいに座るといった対策が必要です。</li> <li>○食事の場合は、利用者が食事をとる時間をずらす方法もあります。</li> <li>○職員が利用者と一緒に食事をとるのはおすすめできません。</li> </ul>
<p>お昼寝</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○布団やベッドの間隔は十分に確保しましょう。</li> <li>○シーツや枕カバーは利用者ごとの交換が望ましいですが、タオルを枕にかけたり、大きめのバスタオルを毛布と体の間に使用する、といった方法も考えられます。(タオルは個人持ち)</li> </ul>
<p>共用するもの、触れる場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数の利用者や職員が共用するもの、触れる箇所もしっかり消毒しましょう。</li> <li>▷手すり、ドアノブ、手押し車、歩行器等</li> <li>▷パソコンのキーボード・マウス、タブレットのディスプレイ</li> <li>▷照明のスイッチ、エアコンの操作パネル等</li> </ul>
<p>その他</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○コートは居室内に持ち込まず、出入口から居室までの間に置き場所を確保しましょう。</li> <li>○バスタオルは共用をやめて、利用者にご利用の都度、使う分の持ち込みをお願いする方法もあります。</li> </ul>

事務連絡  
令和4年2月16日都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中核市厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
高齢者支援課

## 介護サービス情報公表システムの更改作業に伴う機能制限について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護サービス情報公表システムでは、令和4年3月に新たなクラウド基盤への移行及び機能追加（指定申請機能）を予定しています。基盤切替え作業にあたっては、新基盤に確実にデータを移すことが求められ、データ保全の対策が欠かせません。そのため、同システムのうち、公表情報の検索機能を除く、報告、管理、生活関連情報の登録等機能全般について、一定期間利用を停止して、移行作業を行います。なお、一般国民がアクセスして介護事業所等の情報を検索する機能は停止せず運用を継続することとしています。

つきましては、管内の介護事業所等、同システムの利用者に対して周知していただくよう、お願いします。また、都道府県におかれては、管内市区町村に情報提供いただき、同システムの利用者確実に情報が届くよう、ご配慮の程よろしくお願いします。

## 記

## 1. 利用停止の期間

令和4年3月10日(木) 18:00 ～ 令和4年3月23日(火) 10:00

## 2. 停止する機能及び対象利用者

サブシステム	想定利用者
報告サブシステム	● 介護サービス情報公表制度による報告の対象となっている介護事業所
管理サブシステム 審査・受理サブシステム	● 都道府県・政令市 介護サービス情報公表制度所管部局
生活関連情報管理サブシステム	● 市区町村 地域包括支援センター等所管部局、認知症施策所管部局、通いの場等所管部局 ● 都道府県・政令市・中核市 有料老人ホーム所管部局

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県 介護施設等における災害時情報共有システム担当部局</li> <li>● 地域包括支援センター</li> <li>● 生活支援コーディネーター</li> </ul>
--	---

### 3. 切替え作業の流れ

3月上旬	トップ画面でシステム停止に関するお知らせを掲示
3月10日 18:00～ 3月21日	基盤移行作業実施（ログイン時にメンテナンス中を示す画面が表示される。）
3月22日	公表サブシステムの接続基盤切替え ※情報公表システムを利用中の場合、一瞬～数時間の接続断が発生する事があります。
3月23日 10:00以降	システムの全機能を再開

### 4. 災害発生などによる緊急時の対応について（災害時情報共有システムの取扱い）

利用停止期間中に大規模な災害などが発生した場合は、メンテナンス画面の解除を行い、システム上での災害情報の登録、報告依頼、報告の各機能を再開します。（災害の規模により、メンテナンス画面の解除は行わず、メールによる被災状況報告を依頼する場合もあり得ます。）

#### 【担当】

厚生労働省老健局

#### 【介護サービス情報公表システムについて】

認知症施策・地域介護推進課 秋山、石内、和田

TEL : 03-5253-1111(内線 3975)

#### 【災害時情報共有システムについて】

高齢者支援課 望月

TEL : 03-5253-1111(内線 3927)

#### 【有料老人ホームの情報の公表機能について】

高齢者支援課 佐藤

TEL : 03-5253-1111(内線 3981)

## 【動画配信】認知症地域支援関係者等研修会のお知らせ



長野市では、毎年、認知症ケアに携わるさまざまな専門職や関係者が認知症について正しく理解し、それぞれの立場で取組を進めていくため、研修会を開催しています。

**今年度は動画配信によるオンライン開催とします（申込不要）。**

### ◆配信期間：令和4年3月31日（木）まで

期間内であれば、いつでも動画を視聴することができます。  
（通信費用は参加者負担）

### ◆配信方法：下記URL または QR コードへアクセスしていただき、動画をご覧ください。

[https://youtu.be/49FxgyR\\_fEo](https://youtu.be/49FxgyR_fEo)



### ◆内 容：講演「本人の“強み”を活かす認知症ケア

～認知症の人にやさしい環境調整の具体的な方法～

### ◆講 師：広島都市学園大学 健康科学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 教授 谷川 良博 先生

#### 講師紹介

平成2年 作業療法士免許取得。

平成25年まで福岡県内の医療・福祉施設、在宅支援施設に勤務。

在宅支援では認知症高齢者と介護家族の支援とともに、専門職との勉強会を立ち上げて地域づくりを進めた。

平成25年より現職。「認知症にやさしい図書館」と「認知症ブックカフェ」を広島県広島市、山口県周南市の公立図書館で開催している。

### ◆その他：視聴後は、概要欄のURLからアンケートのご協力をお願いいたします。

講演資料は、アンケートの入力画面から閲覧・ダウンロード可能です。

今回の研修は、主任介護支援専門員更新のための法定外研修の対象外です。

- 対象者：(1)認知症の方の支援に携わる医療福祉等関係者  
(2)警察関係者  
(3)キャラバン・メイト、認知症カフェスタッフ、  
認知症サポーター等



問い合わせ先：長野市地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター

電話：224-7174 FAX：224-8574

E-mail：[hokatasucare@city.nagano.lg.jp](mailto:hokatasucare@city.nagano.lg.jp)